

都計第289号の2
令和5年(2023年)8月16日

熊本県都市計画審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

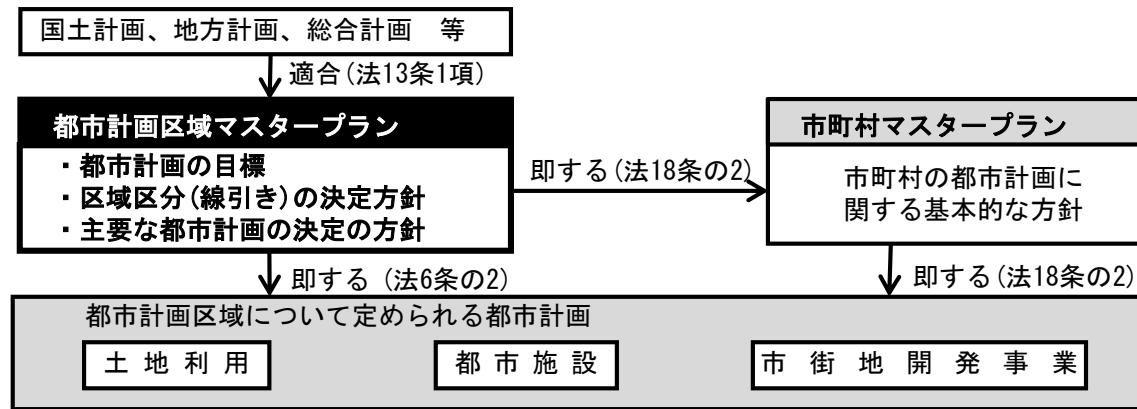


熊本都市計画都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについて(報告)
このことについて、別添のとおり貴審議会に報告します。

1 見直しの趣旨

- 平成12年の都市計画法改正に伴い、全ての都市計画区域において都市計画の目標、区域区分(線引き)の決定方針、主要な都市計画の決定方針を定めた「都市計画区域マスタープラン」の策定が義務付けられた。
- 本県においては、都市計画区域マスタープランの策定に当たっての基本的な考え方を示した「熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針」を定め、この基本方針に基づき、平成16年5月に「熊本都市計画区域マスタープラン」を策定し、平成27年に見直しを行っている。
※熊本都市計画区域：熊本市(一部除く)、合志市、菊陽町、嘉島町、益城町
- 前回の見直しから約10年が経過するにあたり、本格的な人口減少、超高齢社会の到来や、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨等、様々な社会情勢の変化を踏まえ、「熊本都市計画区域マスタープラン」の見直しを行うものである。
- 併せて、本区域の「区域区分(線引き)」についても、都市計画基礎調査結果を踏まえ、概ね10年毎に実施している定期見直しを同時に行うものである。

【都市計画区域マスタープランの位置づけ】



都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)とは?

当該都市の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すもの。

区域区分とは?

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、市街化を図るべき区域(市街化区域)と市街化を抑制すべき区域(市街化調整区域)に区分すること。
=いわゆる「線引き」

2 社会情勢の変化

- (1) 全国的な人口減少・超高齢社会の到来
- (2) 平成28年熊本地震・令和2年7月豪雨の発生
- (3) 都市における農地等の活用・保全の動き
- (4) 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度の創設
- (5) TSMCの進出に伴う半導体関連産業の集積 など

3 現計画の概要

都市づくりの基本理念

『豊かな自然と歴史を活かし、活力ある
エコ・コンパクトな都市づくり』

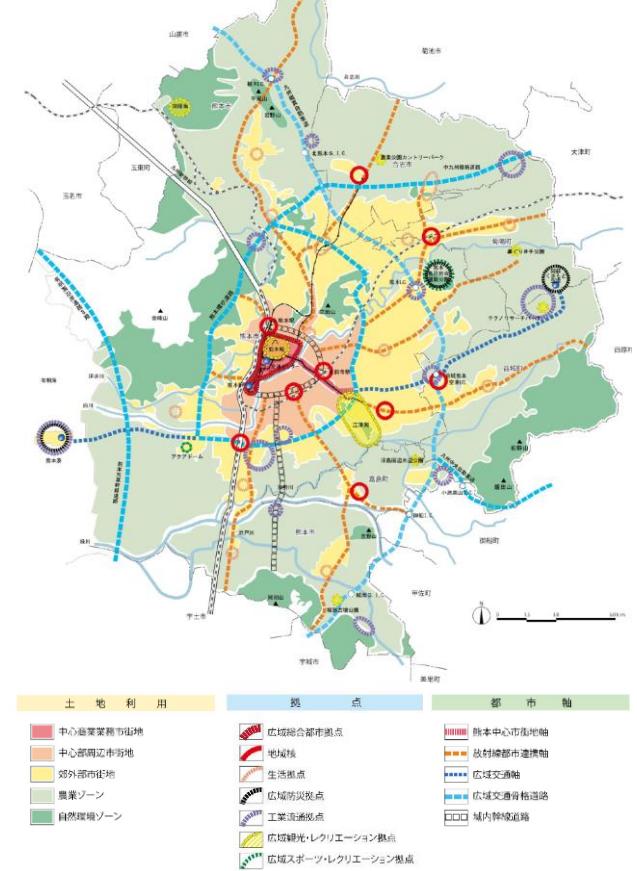
都市づくりの目標

1. 豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり
2. 多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり
3. 広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり
4. 人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり
5. 住民と行政が協働により取り組む都市づくり

主要な都市計画の決定の方針

(右図参照) 将来市街地像図

●将来市街地像図



4 今後の予定

